

消 防 計 画

第 1 章 総 則

(趣 旨)

この計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 4 条第 2 項第 15 号、市町村消防計画の基準（昭和 41 年消防庁告示第 1 号）に基づき、遠野市消防本部の実情を踏まえて、あらゆる災害に対処できるように、組織及び施設の充実を図るとともに、消防の業務計画並びに災害の防除及び災害による被害を軽減するために必要な全体計画を定めるものとする。

(計画の基本的事項)

第 1 消防計画は、市が定める地域防災計画の内容と密接な関連性を保ち、消防活動の万全を期するため、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 消防機関独自の活動のための計画であり、市の地域防災計画と複合する部分については整合性を図り、消防機関として対処できること。
- (2) 社会経済の進展により、災害の態様が複雑多岐になっているので、適切な防ぎょ行動が取れるよう具体的な事前対策であること。
- (3) 火災、その他の災害発生前における予防、警戒、又は発生後における教訓を活かした周到な計画とし、消防指針とするものであること。
- (4) 消防活動の成果を挙げるため、災害に対処できる人員と施設を整備拡充し、消防体制の万全を期すものであること。
- (5) 消防機関の活動組織の明確化、災害情報活動の統制、応援協定に基づく応援体制及び受援体制の確立等災害対策に必要な事項を定め、大規模災害にも対処できること。

(消防計画の大綱)

第 2 消防計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に定める任務を遂行するため、あらゆる災害に対処し得る計画であり、その大綱は次のとおりである。

- (1) 組織計画に関すること。
- (2) 消防力等の整備計画に関すること。
- (3) 調査計画に関すること。
- (4) 消防職員、消防団員の教育訓練計画に関すること。
- (5) 災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること。
- (6) 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- (7) 消防応援計画に関すること。
- (8) 消防受援計画に関すること。

(用語の意義)

第 3 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管内 遠野市消防本部及び遠野消防署の設置に関する条例第 4 条に定める、遠野市消防本部の管内をいう。
- (2) 警防業務 警防調査、警防計画の作成、警防訓練、自衛消防組織等の訓練指導、消防機械器具の点検整備、その他これに類するものをいう。

- (3) 警防活動 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに実施する災害の防除、警戒、鎮圧若しくは被害の拡大を防止する活動及び人命の救急救助活動をいう。
- (4) 警防体制 警防活動を円滑に推進するため、消防職員及び消防機械器具の確保、出場の準備等に必要な体制をいう。
- (5) 消防職員 消防組織法第4条第2項第5号に定めるもので、消防本部に勤務する消防吏員及びその他の職員をいう。
- (6) 通常災害 平常時の勤務体制で防ぎよ活動ができる災害をいう。
- (7) 非常災害 通常災害以外の大規模な災害をいう。
- (8) 通常警防体制 通常災害時における警防体制をいう。
- (9) 特別警防体制 非常災害時における警防体制で、災害が発生し、又は発生するおそれが高く、通常警防体制では対応できない事象に対処するため、職員の動員及び消防隊等の増強を必要とするもの。
- (10) 特別警備 特殊な催物の開催等に際し、災害発生の未然防止を図るとともに、災害が発生した場合における人的・物的被害を最小限にとどめるため、総合的な対策を樹立して実施する警備をいう。
- (11) 警防本部 特別警防体制が発令されたとき、消防本部に設置する災害活動組織の総括本部。
- (12) 署隊本部 特別警防体制が発令されたとき、消防署に設置する災害活動組織の総括本部。
- (13) 所属長 消防本部の課長、消防署長及び出張所長をいう。
- (14) 消防隊 消防ポンプ自動車、水槽付きポンプ自動車、その他消防用車両及び消防隊員等で編成したものをいう。
- (15) 救助隊 救助工作車及び救助隊員等で編成する隊をいう。
- (16) 救急隊 救急自動車又は救急隊員等で編成する隊をいう。
- (17) 消防隊等 署指揮隊、消防隊、救助隊、救急隊及び出張所隊、その他の隊をいう。
- (18) 消防部隊 複数の消防隊等が連携して消防活動を行う場合で、指揮活動を行う指揮隊の下に編成される部隊をいう。
- (17) 小隊長 車両単位で編成された隊で、指揮者は消防士長以上の階級にある職員又は消防署長が指名した職員等をもって充てる。
- (19) 中隊長 2小隊以上4小隊以下で編成された隊で、指揮者は、消防司令補以上の階級にある職員又は消防署長が指名した職員等をもって充てる。
- (20) 大隊長 遠野市消防本部においては、消防署長をもって充てる。
- (21) 署指揮隊 消防署が設置する指揮隊で、消防署の主査以上3名で編成する隊をいう。
- (22) 現場指揮者 現場指揮者は現場臨場の上位階級者で、災害活動等を指揮する現場最高責任者をいう。
- (23) 現場指揮本部 現場指揮者が災害現場で消防活動全般を統括する災害現場の指揮本部をいう。
- (24) 現場指揮本部長 火災等の災害現場に設置する現場指揮本部の長で、消防部隊を統括する現場最高責任者をいう。
- (25) 各級指揮者 警防活動時、所属長以外の各隊長（小隊長、中隊長）をいう。

- (26) 前進指揮所 大規模災害又は活動範囲が広い現場で、部隊の指揮が難しい場合に設置するもので、活動拠点となる指揮所をいう。
- (27) 局面指揮 人命検索、救助、消火、排煙、水損防止等で災害局面の具体的指揮をいう。
- (28) 特命出場 消防長が特別に必要と認めた消防隊等を出場させることをいう。
- (29) 大規模災害 地震災害等で通常の人員では対応できず、動員を必要とする災害で、消防長が認めたものをいう。
- (30) 消火活動優先地域 地震時等において火災による延焼危険が高いと予想される地域をいう。
- (31) 中高層建築物 3階建て以上又は10m以上の建築物をいう。
- (32) 震災 地震により発生する災害をいう。
- (33) 震災警戒体制 地震の発生危険に関する情報等の収集を行う体制及び地震発生時における地震災害を警戒する体制をいう。
- (34) 震災警防活動 震災による被害を軽減するため、消防機関が行う活動をいう。
- (35) 震災警防計画 組織の機能及び震災時における組織の機能及び消防隊等が震災警防活動を効果的に実施できるよう、震災警防活動の基本を定めた計画をいう。
- (36) 参集 自ら集まることをいう。
- (37) 召集 命令によって集められることをいう。

(警防会議)

第4 この消防計画が、社会情勢の変化に応じて円滑に運用することができるよう、消防本部に警防会議を置き重要事項を審議するものとし、会議は必要に応じて消防総務課長が召集する。

(警防会議の構成)

第5 警防会議の構成員は、消防司令補以上とし、消防団にあつては分団長以上の階級にあるものとする。

(消防計画の修正)

第6 この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。